

在日外国人をめぐる環境格差の歴史と課題 —川崎市の多文化共生地域形成と川崎公害から—

藤 川 賢

1. 居住をめぐる差別

居住を含めた生活環境は日常生活において大きな位置を占めており、生命身体に影響を与えることも多いにもかかわらず、必ずしも重視されるわけではない。とくに経済的な余裕がない場合は、こうした傾向が強まる。そして、居住地の選択に関する制限が社会問題として取りあげられることも少なく、どこに住むかは個人的事象としてみられがちである。

他方で、居住地やその環境は外部からも見えるため、居住環境と地域差別が結びつきやすく、その関係はときに循環を生む。工場や廃棄物関連施設の近くなど居住に適さない土地には被差別的な状況に置かれた人が集住しやすく、そうした地域の治安や衛生は後回しにされる。外部からはそれらを総合してその地域を危険視し、住環境の悪さがあたかも居住者の責任であるかのように、改善に無関心になる。

これらを受けて、社会問題としても居住環境と差別との関係が注目されるのは遅く、アメリカ南部で環境問題と人種差別との重なりを「環境人種差別」だと批判する運動が大きくなったのは1980年代後半である。公民権運動が進んで参政権や教育機会などをめぐる差別から環境へと目を向けられるようになったのと、有害廃棄物問題などを受けて地域環境への社会的関心が高まったことの相乗的な結果とされる。その後、環境正義の追求は理論的にも運動としても大き

く広がった。その展開の速さは、認識されにくい差別状況が世界的に、かつ多様に、存在していたことを示唆する。

在日韓国・朝鮮人の住環境もその一つであり、その劣悪さは集住地が形成され始めた当初から明らかで、隠されもしなかったが注目されてもこなかった。居住に関する差別は、労働、教育などにおける過酷な状況の背後におかれがちで、また、経済状況などとの関係もあって当然視されてきた一面がある。居住環境のなかでも、衛生、ライフライン、住居の狭さなどの条件に比べて大気汚染、騒音、振動などの被害は軽視されがちだった。たとえば川崎市における集住地区は京浜工業地帯と並行して形成された仮小屋のようなところから始まった。工場に隣接する集住地区では川崎公害の影響もきわめて激甚だったが、それはほとんど無視されてきた。このことは、在日韓国・朝鮮人に関して今日も全国的に残る差別や格差にもかわり、また、技能実習生などとして近來日する人たちの居住生活環境の問題を見直すためにも、一つの手がかりになり得るのではないだろうか。

見えているのに見えない差別と格差にどう対応することが可能なのか。本稿は、まだその答えの入り口にも達していないが、川崎市における在日韓国・朝鮮人集住地区と公害・環境問題との関連から考察しようとするものである。

以下、2では、アメリカの人種差別と住環境

の関係について触れながら、環境正義論における居住の意味を考察する。続く3では、1960～1970年代の川崎を中心に在日韓国・朝鮮人の集住地域に目を向ける。一部は京浜工業地帯に接するこの地区は川崎公害の中心部に位置する。だが、その住宅と周囲の環境の悪さは明らかで差別の対象にもされながら、改善は遅れた。4では、具体的な課題にまで踏み込むことはできないが、ニューカマーの人たちの住環境・生活環境にも触れつつ、現在の在日外国人にかかわる正義の課題を考えたい。

2. 環境正義への運動における居住と地域

2-1. 環境差別における地域の重要性

環境正義は、環境に関する受益と受苦の配分について正義の観点から問う実践的・理論的な動きであり、現在も多様な展開を続けている。配分にかかわる対象は、気候正義の主張が示すように南北格差の問題や未来世代の人たちを視野に入れるもの、あるいは生態学的な観点から示される人間以外の世界に関するものなどに広がる。正義のあり方についても結果としての分配だけでなく、その配分をめぐる過程や、何が尊重されて何が無視されたかをめぐる認知のあり方が問われる(Schlosberg 2007)。

こうした理論的展開の一方で、環境正義の運動の発端である環境人種差別、すなわち有色人種などの集住地域に有害物などが集積するという問題は根深く残る。それは地域選定における差別性を誰がどのように証明するかという問いに深くかわる。

環境人種差別に対抗する運動の契機として知られるのは1982年にノース・カロライナ州で起きたウォーレン・カウンティ事件である。スーパーファンド法にもとづいて回収したPCB汚染土壌の埋め立て地として州政府が選んだのがウォーレン郡のアフトン地区だった。この地区

では地下水の水位が高く周辺には井戸水を使用する世帯が多いにもかかわらず、多数の候補のなかからアフトンが選定されたのは黒人の集住地域を狙い撃ちするものだと強い反対運動が起きたが、州政府は計画を強行し、最後には搬入を阻止しようと道路に横たわるなどして抗議する人たち数百人を逮捕する事態にまでいった。この事件を契機に、人種分布と危険施設との重なりを示す事例が全米各地から集まり、他の人種や先住民あるいは国内外の草の根環境運動とも連携して、環境正義運動として展開した。

1994年には当時のクリントン大統領が環境正義に関する大統領令に署名し⁽¹⁾、環境正義は法的にも守られることになった。だが、マイノリティや貧困層の集住地区への有害物関連施設集中を防げるようになったといっても、現実の問題解決はそれほど簡単ではない。

たとえば、社会経済的な事情から先住民自治組織がそうした施設の誘致を求めざるを得ない状況や(石山 2004)、知識や情報をめぐる格差などは残る。環境差別は歴史的に形成されてきたもので、その歴史的条件を変えることは難しい。たとえば、ユタ州で核廃棄物関連施設の受け入れを決めたゴシュート族は、暴力や伝染病などによって土地も人も奪われ(石山 2004: 111)、戦時下では情報も発言権も与えられないままに核開発などに用いられた(同書: 124)。選択肢が少なく面積も大きく減らされた状態にある自分たちの土地を守るために、施設の受け入れはやむを得ない選択と考えられたが、州政府や一部の先住民から反対を受け、厳しい状態が続く(石山 2020)。

2-2. 集住地域の形成と不可視化

環境人種差別に関する動きは1970年前後に環境への関心が高まる以前から存在した。たとえば、1967年には、アフリカ系アメリカ人居住地

の真ん中、小学校のすぐ隣にあったごみ埋め立て地で8歳のアフリカ系の女の子が溺れたことをきっかけに、アフリカ系が多いテキサス南大学で暴動が起き、警官隊と衝突している。だが、それらは政府や環境活動家などからは無視され、環境人種差別への抗議が公民権運動として組織化されるのは上記の通りウォーレン・カウンティ事件以後である(Bullard 1993: 327-328)。

環境正義論を牽引する社会学者R・ブラードは、こうした歴史に関連して、集住地域が作られていく過程がすでに差別を含むことを強調する。第一に、アフリカ系アメリカ人にとっては白人に比べて自宅を所有すること自体が難しく、たとえば同じ中流階級の収入層の場合、白人は74%が自宅を所有しているのにたいしてアフリカ系では59%に過ぎない。また、売手の偏見などがあるためアフリカ系はお金があっても健康度の高い地域に移り住める訳ではない(Bullard 1993: 322-323)。結果として地理的条件の悪い土地に集住地区が形成され、インフラ整備の遅れや環境の悪化などが相互循環的に進む。

そうした結果「不可視の(invisible)」とブラードが題したヒューストンのようにアフリカ系の多い南部の大都市では、雇用、教育、住宅や会社の所有、健康ケア、法、福祉、政治、そして空間的環境においても制度化された人種差別が存在し、この多重的な隔離によって白人と黒人はお互いに見ることも少なくなっている(Bullard 1987: 10)。みえない状況のなかで、危険で特別な地域が放置されることになる。

ヒューストンでは都市の盛衰の過程で分離が強化されたが、新しい街でも同じことが生じた。1940年代にプルトニウム製造工場が建設されたワシントン州ハンフォードでは、ほとんどゼロの状態から現在では人口数万人の街リッチラン

ドが政府によってつくられた。その歴史を追ったK・ブラウンは、「連邦住宅局の手引き書は、いったん望ましくない要素—在留少数派ととくにアフリカ系アメリカ人—が“侵入”したら、これらの地区は危険地帯となり、価値が下がると説明している」と紹介している(ブラウン2016: 228)。働き手として有色人種たちも求められたが、新設されたモデル的な住宅都市は完全に管理されており、そこに住めたのは許可された白人エリート層だけである。周辺の既存の地域でも意図的な排除があり、マイノリティの人たちが住める場所は結果として、それ以前からアフリカ系の人たちが住んでいた「危険地帯」にかぎられた。ブラウンは、明確な差別があることによってかえって、リッチランドに住む白人の大半が世論調査では「黒人は公正に扱われていると思う」と答え、公正な雇用や居住法に賛成していたと述べる(同上: 230)。21世紀に入っても白人の中流階級が支配的存在であり続けた地域では黒人などがいなかったがゆえに、人種などを明確な理由として居住や雇用が拒絶されることもなく、近隣のマイノリティ集住地区における犯罪、貧困、失業、人種問題から切り離されていた(同上: 231)。

2-3. 移民と居住

移民も、環境差別にかかわる劣悪な住環境に置かれがちな存在である。K・エリクソンは、環境汚染などの近代的災害を考察する著書のなかで、フロリダ州南部のイモカリーに形成されたハイチ移民コミュニティを取りあげている。そこで信用金庫の存在としてみんなの貯金を預かっていた店が倒産したことが「災害」のトピックだが、ある意味ではその「災害」事件以上に移民たちの居住環境の劣悪さが印象的であり、それが預金喪失の被害を拡大する要因にもつながっている。

農業の崩壊による生活困窮のためにハイチから海を越えてイモカリーにたどり着いた移民たちは、余力があれば合衆国を北上してよい職場を探し、そうでなければこの町にとどまって近隣の農場などで働く。移民労働者の住居は、ごくわずかな例外を除けば、複合施設内のアパート、トレーラーが少しあるくらいで、「ほとんどの住宅は「スラム」というのが正しいだろう。家賃は、私が訪問していた時期には月額160ドルから800ドルの間と言われていた。いずれにしても、この場所から考えると高い」(Erikson 1994: 78)。

その特徴は、第一に部屋が狭く、第二に衛生状態などがきわめて悪く、第三に、にもかかわらず家賃が高いことである。ある例では、10フィート四方の一部屋に月160ドル支払っている。「そこは、泥だらけで茶色くなり、長年の汗で悪臭を放つベッドがぎりぎり入るくらいで」、熱源も調理器具も水道もなく、小屋の土台を食い荒らしているシロアリへの対策もされていない。狭くて高家賃の部屋を複数の家族でシェアすることも多く、歩けるスペースがないためにベッドから床に下りることもない幼児もおり、子どもの発育にも影響を与えている。地域の住宅基準からもまったく外れた状態が移民労働者の住居として放置され、衛生なども改善されないことについて、エリクソンは次のように指摘する。

「これらすべてには冷たい悪循環がある。借り主の側から見れば、壊れていて虫やネズミがはびこる部屋をちゃんとする理由がないし、ほとんどが農場で長時間労働をしなければならず、また、同居人もあまりに多いので、汚濁の沼に引きずり込まれてしまう。家主の中には多少親切な望みをもってこのビジネスを始める人もいるが、“あの人たち”は物件を大事にしないし、人間についても場所についても清潔に

保とうという感覚がないのだと考えるようになる。貧困で外国語を話す汚れた外国人への疑いがこうした偏見を拡大する。」(ibid.: 80-81)

移民労働者は元からの住民にとって外部の存在であり、問題も人もカテゴリーに押し込めることによって、自分たちとの関わりで考える必要も認められないのである。

これは、移民集住地域に環境人種差別的な状況が生まれやすく、環境差別が改善されにくい理由を示すものでもある。1910年代から1950年前後にかけて形成された在日韓国・朝鮮人コミュニティが置かれた状況もこれに通じるものがあるのではないだろうか。

3. 在日韓国・朝鮮人コミュニティにおける環境の問題

3-1. 川崎における集住地域の形成

川崎市の在日韓国・朝鮮人集住地域として知られる「おおひん地区」は京浜工業地帯に隣接する。その一角にあたる池上町は、最初に工業地帯を形成した日本鋼管(1912年成立、現「JFEスチール」)の敷地境界部にあり、建設労働などにあたった人たちの仮設的な住居から始まったという。戦前からの集住地区であるが、終戦後に、仮小屋など不良住宅が多く、また、池上町には空き地も残っていたことから日本人も含めて困窮する人たちが集まってきたものである(樋口 2002: 65, 74)。環境が悪く一般の人が住まない場所だからこそ、困窮した人が集まりやすかったと言えるだろう。現在でも狭く入り組んだ路地などにその面影をみることができる。

池上町の面積はかぎられているが、近隣の桜本、大島、浜町も在日韓国・朝鮮人の多い地域として知られ、「おおひん地区」は4地区の総称にあたる。戦前は同じ町内会に日本人住宅と朝鮮人住宅とが区分されていたが、戦後になる

と混住が進んだという(同上:65)。工場直下での大気汚染は言うまでもない。

「おおひん地区は神奈川県内で、川崎市内で最も住宅条件の悪い地域の一つであった。こうした住宅条件に加えて日本鋼管、火力発電所をはじめとする煤煙は深刻であり、注意しないと洗濯物は黒くなってしまうというほど大気汚染の真中に位置していた。大気・住宅環境からみても他の地域より条件が悪い地域であったと断言できよう。」(同上)。

1945年8月時点で神奈川県内には約6万人の朝鮮人が住んでいたが(今里 2009:163)、そのうち約8千人が川崎市に住み、市内人口の約4%を占めていた⁽²⁾。その数は一時減るが、朝鮮戦争や工場地帯の復興などで1950年代からは再び増加に転じ、1960年代から近年まで韓国・朝鮮籍の人は概ね9千人前後で推移する。工業地帯に隣接したとは言えその工場が主な働き場所になったわけではなく、中小規模の商工業が職業の中心であり、とくに飲食関係と金属などの回収業が多かった。変動する戦後史の影響も受けやすく、現在でも、生まれてから住み続けている人が多い一方で、流動性と多様性もあわせもつようだ。

「(1945年の終戦時に)戦争作業に従事した人は完全失業になるわけですね。…情報も何もないときに人間どうするかというと、頭のいい朝鮮人のところに集まるんですね。集住地域っていうのはそういう(感じで)1945年の時代に確実に全国に散らばってた朝鮮人が、集住地域が受け皿になって情報センターのような役割を果たしたんですね。…いろんな所で働かされた人たちが、周りは日本人ばかりだと口封じのために殺されるんじゃないかという恐怖心を持って逃げて川崎に来る人たちもいらっしやうと、そんな感じですね。ここは朝鮮人がたくさんいますからね。逆に日本人が大変な思いを

したというふうにも(町内会の人から聞いている)。」⁽³⁾。

3-2. 川崎の大気汚染と被害状況

おおひん地区の韓国・朝鮮人人口が再び増加し始めた1950年代は、川崎の大気汚染公害が激化していく時期に重なる。川崎市の記録によると、1950年に「市民からの大気汚染に対する苦情が増加」、1955年に「有害ガスやばい煙の人体や農作物への被害発生」、「市民から市議会へ、日本鋼管などへの煤煙防止を請願」、同年「川崎市公害防止対策特別委員会設置」となる(川崎市 2017:53)。

他の工業地帯も同様、1950年代から60年代にかけて、個別的な対応はみられるものの全体としては増産とともに被害拡大が続いていく。全国的な大気汚染対策が動き出すのは1960年代末からである。当時のこの地域について、1970年秋に朝日新聞の地域面は「煤煙下の朝鮮人」と題する連載記事の冒頭部で次のように紹介している。

「世界第3位の生産力を支える京浜工業地帯。その中心、川崎市の工場群のすぐそばに“朝鮮人村”がある。戦前、この工業地帯がまだ形成期の頃「安い労働力」として使われた人たちが住んだ。しかし、かつてない繁栄を続けるいまの企業からは相手にされない。しかも「日本一の大気汚染」をまともに受けながら文句もいわない。いや、いえない。「公害告発時代」にもこのいわぬのはなぜなのか。それぞれの生活のなかにいくつかの理由がみられた。」(朝日新聞 1970.9.29 神奈川版)。

翌日の第2回には次のように被害の状況が紹介されている。少し長いが引用しておこう。

「ノドがつまる。タンがからんだ。はげしくせき込む。息ができなくなって目がさめた。油アセが流れ、心臓はこわれそうだ。キョ・トク

さん(64歳)の一日はこの発作で始まる。…(中略)…この6日、病院が「認定公害病」の手続きをとってくれた。市内の朝鮮人第一号だ。これで、ぜんそくと気管支炎だけは無料で治療してもらえる。「病院で、あんたは公害で病気になったのよと言われるまで気づかなかった。持病だとばかり思ってた。家内や息子の病気も公害かもしれない」。キョさんが公害と気づいたときはもう遅かったのだ。

村はずれに住むソウ・ショウさん(63歳)は、ここに住んで36年になる。いつも目をしょぼつかせている。慢性の心臓弁膜症、気管支炎、胃病をおして去年までスクラップを集めていた。ところがこの冬以来病状がぐっと悪化して働けない。すぐ裏に日本鋼管の鉄カス捨て場がある。溶鉱炉から取り出したばかりの赤いノロが夜中も貨車で運ばれてくる。ムツとする生暖かいガスがいつも家のなかにただよう。ソウさん宅も鋼管所有地。「人の土地だから文句はいえなかった。市にいてもムダだと思った。そのうちにこんな大病になっちゃった」。金属に彫った表札が半年もたない。アンテナも半年でダメ。いまは一チャンネルしかうつらない。日雇保険も夏で切れた。「認定公害病」の申請をしたが、「公害が原因だと証明できない」と認めてくれない。違法の場所にいるものはだめなんだろうか。「こんなに弱くなったんだから私はいつ死んでもいい。でも息子や孫にはましな空気をすわせたい。」(朝日新聞 1970.9.30 神奈川版)。

この記事を読んでくださった方は、学生としてこの地区で教育支援などをしていた当時の様子を次のように語る。

「夕方、日本鋼管の溶鉱炉の鉄粉がおっこってくるのが夕日に当たるときらきらしてすごくきれいで「夕日がきれいじゃないか」って(言ったら)、地元の小学生に「何ばかなこと言ってるの、あちは東の空でしょう、夕焼けじゃな

いじゃない。」(と返された)。日本鋼管の溶鉱炉の炎の光と、鉄粉のきらきらできれいに見えただけであって、…その頃の池上町に住んでた人なんかが言うんですけど、午前中、部屋を掃除してきれいにしていって、お昼食べて買い物行って帰ってき(たら)、畳がもう汚れてるという、こういうのが当たり前だったという、洗濯物は外に干せなかったですね。」⁽⁴⁾

この言葉のように激しい汚染が「当たり前」として20年以上続いた理由は、この連載記事も示唆している。第4回には川崎朝鮮初級学校の子どもの半分が喉の炎症をもち、公害地域の同校に通う生徒が減りつつあり、子どもの作文に「外で遊べない、工場はない方がいい」と書かれる実態を示すものの、連載の後半第5回以降は、総連と民団との対立や国籍の問題などに主題が移っている。当時の状況では、公害よりも政治・経済的な状況の方が重視されていたことがうかがえる。

生活環境が経済的事情より軽視されがちなのは、一般的な傾向である。足尾や水俣をはじめとする公害の歴史でも、医療費負担や労働の制限などの経済的な支障が生じて、被害者自身が健康被害を被害として認識できない状態があった。こうした「被害の潜在化」は、貧困・職業・地域などの差別・格差と結びついて生じやすい。在日韓国・朝鮮人の場合は法的な制約によって、意識的にも「自制」が進んだのであろう。1969年に提訴された大阪国際空港訴訟に関しても、空港を「不法占拠」している在日韓国・朝鮮人の集住地域は運動参加を断念し、防音工事なども受けられないまま、耐え難い騒音に晒されつづけたことが指摘される(金菱 2008: 103)。原爆被災後の広島市基町における貧困地域の住宅改良事業などでも在日韓国・朝鮮人が取り残されていく経過が見られた。

3-3. 居住環境への見方と差別との運動性

上記の通り、環境被害は社会経済的な要因に左右されるため被害規模と反公害運動とが比例的に連動するわけではない。公害ぜんそくなどの認定制度が始まると認定患者数は急速に増えたが⁵⁾、それによって全国的に住民運動が盛り上がったとは言いがたい。工業都市では排煙などが繁栄の印とされた風潮が残り、公害の指摘がありながら公健法大気汚染地域の指定を受けなかった都市もある(渡辺 2017)。その後、補償救済や総量規制などによる環境改善が進んだこともあって、全国的関心も1970年代半ばから低下していく。

川崎公害訴訟は1982年に提訴された。大気汚染のピークからはやや遅く、汚染改善が進んだという企業側の主張を国が受け入れる形で公健法による大気汚染疾患の新規認定が打ち切りになる(1988年3月打ち切り)ことへの抗議をこめた政治的な理由も含まれている。また、工場からの硫酸化合物だけでなく、窒素酸化物を中心とする道路公害への抗議も重要で、環境規制やまちづくりのあり方も問われた。重篤な健康被害がなくてもアメニティ(住環境)の改善は必要だという認識が広まりつつある時期でもあった。川崎公害訴訟と並び、西淀川、千葉、水島(倉敷)など全国各地で大気汚染訴訟が行われているが、後の東京大気汚染訴訟を含めて、これらへの社会的認知は四日市公害訴訟に比べて低い。

こうした背景的事情もあって、青丘社主催による公害学習会の記録がふれあい館の資料室に残っているものの、川崎公害原告団に参加した韓国・朝鮮人はごく少数にとどまる。そのこと自体は不思議ではないが、「全く人間の生存に適していない」住環境が社会・経済的な地位の低さとともにこの地域を疎外させ、それが親から子へと受け継がれていく構造が(金 2003 :

203)、外からも当然視されていたことは確認しておきたい。

京都市南部における住宅改善事業が進行する過程でも、同和地区などでの対策が進んでも在日韓国・朝鮮人の集住地域でもある東九条は「行政からも既存の社会運動からも放置され続けた」(山本 2009 : 62)。同和对策事業特別措置法(1969年)などにもとづく事業においては、「同和地区とは異なりスラムの住民の中には社会的紐帯は存在しない」という一面的な理解があり(山本 2020 : 48)、「同和地区=部落/スラム=在日という認識構図が行政によって作り出され、住民(運動)もまたその認識を再生産してきた」(同上 : 161)と指摘される。

地域差別と民族差別が連動することによって、住環境が問題として顕在化した後も、貧困と差別が世代継承される構造が残り、かつ、その責任を当事者に負わせる状況があったということである。川崎の桜本(おおひん地区)や京都の東九条では、それを根本から変えていこうとする地域的な活動が成り立ち、「多文化共生社会」をめざすものになっていったと考えられる⁶⁾。

4. 地域社会活動と多文化教育との接点が示すもの

4-1. 成育環境としての地域社会への視点

集団としての在日韓国・朝鮮人たちの運動としてもっとも重要視されていたのは、言うまでもなく民族的な課題である。「その歴史性により、集団としての在日韓国・朝鮮人は常に政治的存在であり、その教育に関しても、一定の政治的・思想的課題と不可分に結びついて語られて」いた(岸田 2003 : 58)。そのなかで、ちょうど全国的に公害問題が大きくなる1970年前後に、民族的アイデンティティを重視した活動から、日本のなかで生きていくための活動への展開が見られた。筆者には専門外で踏み込むこと

はできないが、それは担い手の中心が在日1世から2世に移ることにともなう動きとも言え、差別の継承が明らかになるなかで3世にあたる子どもたちの成育環境の改善が求められた面も大きいようだ。

おおひん地区では、1969年に在日大韓基督教会川崎教会が無認可の桜本保育園を開設した。全国的な保育園の不足が背景にあり、入園児は韓国・朝鮮人7人と日本人27人だったという(川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター編2018:77)。その保育園を充実させるために教会から独立した組織として「青丘社」がつけられ、1973年に社会福祉法人の認可を受けた。これらの組織が、幼い子どもが国籍によって隔てられることのない地域をつくる活動の基盤になる。保育園が青丘社の基盤になったわけではないが、青丘社は差別に取り巻かれて生きていかなければならない子どもたちがつぶされないような実践的な活動を地域や学校を通じて行っていく。その後、桜本の小中学校とも連携して、「本名を呼び名乗る」呼びかけや民族クラスの設置、また、日本人の子どもに向けた差別をしない・許さない教育などが進められた。

1970年から、国籍を理由に就職採用を取り消された在日2世の学生を支援する「日立人権問題」が展開され、川崎の韓国・朝鮮人と日本人学生などとの連携の契機にもなった。その中心にいて、後に「ふれあい館」設立に深く関わる裴重度(2代目ふれあい館館長)は、民族運動の転機となった1970年代初めの日立人権問題への取り組みを次のように1世から批判されたという。

「そもそも日本の会社に職を求めて行くということ自体が間違いなのだ」と。それは、日本人になりたい、つまり「同化」ということを考えていることで、要するに民族心のない輩がやることなのだという批判をずい分受けました。

しかし、日本で生れ育った私たちにとっては、そのような民族団体に職を求めて行くチャンスよりは、日本の企業に職を求めていかざるを得ない状況にあったわけです。

学校教育のなかでこういう事はいけない事だと教わった事が、世の中に出て行って見たらたくさんあって、その一つが就職差別でした⁽⁷⁾。

この述懐は在日韓国・朝鮮人の活動の変化を示すとともに、日本社会への問いかけにもつながっている。実際に、日立人権問題の後、国籍条項の撤廃や指紋押捺拒否運動など、日本政府の在日外国人政策に向けた議論が進み、川崎市行政も活発な動きを見せていく⁽⁸⁾。

全国に向けた展開の一方で、地域における成育・生活環境として青丘社は地域の障害者福祉などにも手を広げ、1982年9月、「青少年会館設立第一次統一要望書」を提出している。この要望の実現が「川崎市ふれあい館」である。

4-2. 多文化共生への進展と地域社会

川崎公害訴訟の提訴が1982年3月であり時期は重なるが、上記の通り、ふれあい館設立と反公害運動とは、ほとんど連動せず、それぞれに展開した。とは言え、その奥には民族教育・地域社会教育の課題と環境への視点とのかかわりを見ることができる。一つには、青丘社やふれあい館がつけられていくにあたっての行政の動きは革新市政の時代と重なり、その背景には公害問題も大きかった(元森・坂口2020, 元森2022など)。伊藤三郎市長は「青い空、白い雲」をキャッチフレーズに公害対策を訴えて1971年に初当選しており、公害や福祉などの重視は青丘社による「地域で人間らしく生きる」ための青少年会館要求に応えやすかった。1983年から川崎市助役をつとめ、1989年に伊藤市政を継いだ高橋清市長の業績をふりかえる書籍のなかで裴重度は次のように書いている。

「この地で生まれ育ってこの地で死んでいくだろう住民としての意識、市民意識があつた時代に台頭してきたということだろうと思います。そうしたわれわれの思いを受け止めてくれた川崎市の行政マンがいた。」(「高橋市政が川崎に遺したもの」編纂委員会編 2017:157)。

関連して、子どもの成育環境という認識が生活環境への見方を変えた点が挙げられる。大気汚染の改善が進んでいたこともあって公害が主題になることは少なかったとはいえ⁽⁹⁾、安全面や衛生面を含めた住環境改善への取り組みは進み、そこでも青丘社と地域との協力が見られた。これは、「だれもが力いっぱい生きていくために」という標語や「多文化共生」の考え方につながっていく⁽¹⁰⁾。

川崎における多文化共生社会への取り組みは今日も続いており、そこには新しい要素の流入と構造的な循環とが混在する。

前者から見ていくと、おおひん地区や川崎市における地域をあげての取り組みは、他者への関心を共有する基盤を求めるものだった。「ふれあい館」は、在日韓国・朝鮮人と日本人の無関係・無関心にもとづく「共存」を揺るがすもので、ふれあい館の設立にあたっても下記のような経緯で開館が1年延期されたという。

「しかし、町内会側から「地元では差別問題はない。それなのに市が『ふれあい』を強調すると、今まで我々が差別していたようにもとれる。平和な町を壊し、寝た子を起こすようなものだ。百人のうち二、三人は差別経験があるかも知れないが、行政はもっと大きな目でとらえ、小さなものは包み込むべきだ」という声が出て、議論はスタートラインに逆戻り(した)」(朝日新聞 1987.6.30 川崎版)。

こうした声にもかかわらず設立が可能だったのは社会教育行政などにたずさわる市の職員や地域住民などの後押しがあったからである。環

境問題には住居や大気などの物理的環境だけでなく景観や文化などのアメニティも含まれるが、格差・差別が強い地域では良好なアメニティは保ちにくい。それに対して、ふれあい館などがめざしてきたのは他者への関心と関係を大事にすることだと言えるかもしれない。

多文化共生に向けたこうした地域・自治体の姿勢は近年の「ヘイト・デモ」のターゲットにされた。それについて、ふれあい館を含む『川崎』を詳しく描いた磯部涼は、ヘイト・デモへの抗議活動を続けてきた人の次のような言葉を紹介している

「桜本の人たちが掲げる“共に生きよう”という言葉も最初はぬるいと思ったんですよ。レイシストを罵倒してきたカウンターとしては。ただ、バックグラウンドを考えたらゴツイ話で。散々、差別をしてきたヤツらにも、「差別をやめて“共に生きよう”」と言うんですから」(磯部 2017:87)。

障害者福祉や地域活動への活動展開とかかわって、ふれあい館設立などには川崎市行政のなかでも社会教育分野からの後押しがあり、ふれあい館は、在日1世の高齢者向け識字教室や、ハンゲル語講座などの年代を越えた社会教育事業の場にもなった。こうした活動は、後に川崎市北部で技術・ビジネス系などの在日外国人が増えていく際の日本語教室や文化交流などにも影響を与えた(元森・坂口 2020, 坂口 2022)。

他方で、ふれあい館などから生まれた多文化共生の地域社会が全国的に展開されたとは言えない。不可視化と無関心による差別や貧困の再生産は現在も残っているように見える。

4-3. 不可視化をめぐる課題と地域社会の意味

多文化共生社会への動きにもかかわらず国籍や民族をめぐる差別・格差の課題が残る理由は多いが、根本的課題として指摘されるのは無関

心という差別である。

たとえば、『団地と移民』で安田浩一は、川口市の芝園団地や豊田市の保見団地をはじめとするいくつかの外国人集住団地を取りあげているが、そこで描かれる経緯には共通点が際立つ。多くは都市近郊に位置する大規模団地で、高齢化と転出が続くところに、比較的安価で国籍を問われることなく入居できると外国人居住者が増加し、それにつれて日本人居住者との対立が表面化する。その後、橋渡しとなる人たちによって交流などが生まれてくと双方の誤解もとけていって「お互い同じ人間」という人が増えてくるのだが、それでハッピーエンドを迎えられる訳ではない。末尾近くでは、失業したブラジル人たちへの「一日派遣村」にボランティア参加した保見住宅住民の次のような言葉が紹介されている。

「でも、問題がすべて解決されたわけではないのです。ブラジル人に対する偏見を持った人はまだ多い。失業者が少なくなったといっても、相変わらずに不安定雇用の人ばかりでしょう。そうしたことも影響するのか、教育からドロップアウトする子どもも少なくありません。こうしたときだからこそ、一緒に地域を盛り上げていくチャンスとも思えるのですが、相互理解が進んでいるとはいいい難い。無関心の壁は厚いですよ、やはり」(安田 2019 : 238-239)。

在日韓国・朝鮮人が集住し、互いの共通性と人的なつながりが濃く、日本人の隣人たちとも顔の見える関係がつくりやすかった東九条やおおひん地区に比べて、団地の在日外国人は出自や職業なども多様で、生活における近所付き合いの必要性も少ない。それは日本人居住者にとっても同様である。同じことは団地にかぎらず全国的にも言えて、不可視化と無関心が困難・差別とその再生産をもたらすリスクは、1970～80年代の川崎・京都より現在の方が増している

のかもしれない。

ふれあい館に関しても1990年代初めからフィリピンなどからの移住者が増えはじめ、貧困、学習困難、DVなど可視化しにくい子どもの課題が今もあるという。

「2000年ぐらいになって僕ら、ふれあい館、ちょうどフィリピンの子が高校を諦めるという現実が出てきて、…「待てよ、これ昔、俺がやってたことじゃないか、在日相手によ」とか言って。…社会は大きく変わったようだけど何も変わってへんな。在日韓国朝鮮人の歴史をきちっと日本社会が向き合っていれば、もう少し新しく国境を越えてきた人たちが早くに、もうちょっと楽な状況が生まれたんじゃないかみたいな議論をしていくと、私らは在日韓国朝鮮人の民族差別をなくす活動は、新しく国境を越えてきた人ときちっとつながりながら、日本の地域社会を本当の意味での多文化社会にしていくために、私たち青丘社が果たすべき役割って非常に大きいんじゃないかっていう問題の整理をしているんですね。」⁽¹¹⁾。

駅前の繁華街や工場地帯を抱える川崎区では日本語ができなくても働ける場所はある。そのためにニューカマーの人たちも集まるのだが、かつてのおおひん地区のような集住とは異なりアパートなどは散在する。フィリピンとの往來を含めた移動も頻繁で、言語の問題もあって困難を抱える人と出会うことも少なくなっている。昔のような絶対的貧困が見られなくなった反面で、困難を抱える人たちに「出会う」こともより難しくなった。その意味で外国にかかわる子どもたちの状況が改善されたと見てよいのかは、現場で取り組んでいる方にとっても簡単には答えられないようだ。

「全体としては昔より今のほうが良くはなっていると思いますし。ただ、よくいう見えない貧困っていうか、貧困を発見するのは難しいいっ

ていうなかから、いろんな人たちが関わんなきゃっていうふうに変化をしたことによって、むしろそういう困難な状況にある子どもたちに対して社会の光が当たってきた。把握できるようになってきたからこそ、新しく見えてきたところってというのはあるのかなって。…貧困の連鎖を完全に断ち切るって、本当に難しいなっていうことを実感してますよね。」⁽¹²⁾。

たまたま同じ地域に住んでいるだけの隣人たちに、こうした困難に気づくことを求めるのは無理がある。行政の相談窓口があっても、そこに到達できる子どもはかぎられている。そのなかで、見えない貧困などを発見する存在としても「ふれあい館」がもつ意味は大きく、それを組織化し支えてきた川崎市の取り組みは特筆に値し⁽¹³⁾、その経験に学ぶべき点は多い。それがなぜ可能だったのかを見直すとともに、それを個別の経験に終わらせないための考察も求められるだろう。

5. 不可視と共生の間での地域社会

環境への注目は異なる人の中で共有し得る課題として語られることもあるが、その範囲の規模にかかわらず、その被害も受け止め方も同じではない。それについて無関心の差別性を重視することは、より厳しい位置にあるマイノリティの人が深刻な被害を受けても他人事になってしまう現状への注意を含むものだろう。在日韓国・朝鮮人を含む移民は「不法」居住や在留許可などで法的にも弱く、訴えの声をあげることが困難である。したがって、その人たちが劣悪な環境におかれる状態を改善するためには、それを誰がどう支援していくのかが問われることになる。

公害・環境問題は、広い範囲に共通する問題という性質を持ちながらも、同じ課題のもとの連帯をもたらすものにはならなかった。環境

被害自体が経済的な事柄などに比べて軽視されやすく、また、被害にかかわる不均等性が強いこと、したがって被害者運動が産業界などからの攻撃を受ける可能性もあり、それが被害者間の分断につながる例も見られることなど、公害の歴史に共通する事情もそこには見られる。他方、環境に関しても在日韓国・朝鮮人などが悪条件に置かれることを当然とする風潮の根強さも確認すべきだろう。

この点で、多文化共生社会への動きが多く「子ども」から始まっていることは示唆的である。たとえば来日外国人の言語学習は、ブラジルから呼び寄せられた子どもたちが転校した学校などから取り組みが始まり、拡大していった。その親の日本語は本人と勤務先企業に任せられるため、多くは仕事などに必要なレベルにとどまり、子どもが親と他の日本人との間で通訳する例も珍しくないという。

京都や大阪では同和教育ともかかわる形で在日韓国・朝鮮人の子どもに関する教育の課題が教員間でも共有された。また、1990年代の中京地区でブラジルなどから来日した人たちの日本語学習が注目されていったのも、転入学してきた児童・生徒が多い地区の小中学校だった。学校は教員と子どもが1対1で接する場であり、子どもが抱える課題を見つけやすい。目の前で困っている子どもに向けてどうするか、という思いは、この課題にかかわる教職員の多くが経験した出発点だったようだ⁽¹⁴⁾。その子どもの学力と可能性を伸ばすことと、教室全体での民族的課題や人権についての学習とがつながって、学校内外の教員間あるいは教育委員会・自治体などで共有されていき、時間をかけて、多文化共生教育へと展開した⁽¹⁵⁾。もともとが個別のものであるため、その取り組みも学校ごと、地域ごとに多様である。

2006年に総務省が公表した『多文化共生の推

進に関する研究会報告書』が「地域における多文化共生の推進に向けて」という副題をとまなうように、多文化共生の推進主体として学校を含めた地域社会が重視されるのは、この意味で当然とも言える。学校や地域は、外国人の生活の場として顔の見える関係をつくりやすく、今後の多様化の進展にもきめ細かく対応しやすい。だが、地域社会が推進した成果を広く共有するしくみがなければ全体的な差別と格差が継続し、不可視化を再発するのではないだろうか。

在日韓国・朝鮮人の居住環境をめぐる歴史は、外国人にとって地域が外部との間で二層の壁になる可能性を示唆する。一つは地域社会の中で外国人の被害や困窮が当事者責任であるかのように当然視される状態であり、これは一般的に言えることでもあるが、集住地域では互いの認知や交流が生まれやすいとは言え、それが広がらないかぎり固定化された格差は打ち破りにくい。もう一つは、エスニックタウンなどの地域社会そのものが特別視され、差別される状態である。極端な例として京都駅の東では、1964年の東京オリンピックや1970年の大阪万博のときに新幹線の線路横から高いベニヤ板を打ち付けて東九条の街を見えなくしてしまったという(朴2015:160)。これは在日外国人が置かれた状況にかかわらず、地域やカテゴリーの全体を特別なものとして認識してそれ以上に踏みこまない姿勢によって、顔の見える個人が隠されて差別的状況が継続しやすくなる⁽¹⁶⁾。

したがって、多文化共生社会の形成にはこの両方の障壁を打破する必要がある。地域や学校などの単位で先進的な事例が展開されても、それが「おおひん地区」や川崎市などの特徴によるものと整理されてしまえば、全体的には広がらない。もちろん人種構成や生活状況は地域ごとに異なるので全国で同じ施策を取る必要はないが、その多様な経験を学ぶことで課題と対応

を理解し、蓄積していく意味は、社会全体にかかわるのではないだろうか。

【注】

- (1) Executive Order 12898 “Federal Actions to Address Environmental Justice in Minority Populations and Low-Income Populations.”
- (2) 川崎市市内での元川崎市職員A氏からの聴き取り(2018年11月19日)による。
- (3) 川崎市ふれあい館、青丘社B氏からの聴き取り(2018年9月10日)による。
- (4) 注2と同じ。
- (5) 川崎市の公害病認定は1969年の市による特別措置に始まり、公健法が施行された1974年からは国の制度に移行している。在日韓国・朝鮮人を含めた被認定者総数は6,012人である。
- (6) 東九条は、在日韓国・朝鮮人と日本人が混在的に住んでいたが、国籍条項によって公営住宅に入れなかった人たちが崇仁地区や他地域からも移り住んでくることによって南へと住宅地区が広がり、南へ行くほど在日韓国・朝鮮人の割合が高かった(山本 2009:62)。同和対策からの在日韓国・朝鮮人の排除と、その後の住宅改良への住民運動、さらに現在に続く「地域・多文化交流ネットワーク事業」などの経緯も興味深い。触れる余裕がない。山本崇記氏の一連の研究などを参照されたい(山本 2020 他)。
- (7) 裴重度(1995)『企業と人権—だれもが力いっぱい生きていくために』(日立製作所人権問題社内研修会講演録)より引用。
- (8) 川崎における民族教育、多文化教育は、学校・教育委員会や社会教育などによる取り組みも含めて展開していく。革新市政や自治研究との関係を含めた過程については元森・坂口2020などを参照。
- (9) 川崎公害訴訟における原告とコンビナート企業との間での和解が成立した1996年から国、神奈川県、川崎市もかかわる地域環境再生への動きが具体化する。それはエコタウンプロジェクトなど多様な広がりを見せ、川崎市南部に重点があったことは間違いないが、それとおおひん地区での地域社会活動との直接的なつながりは見えない。また、道路・自動車公害に関する大気汚染改善にも遅れが指摘さ

- れている(永井 1999, 永井他編 2002)。
- (10) 「多文化共生」という言葉が最初に使われたのは、桜本地区での1993年に地域づくり提言だといわれる(朝日新聞 1993.12.17 神奈川版、栗本 2016 : 71-72、脇坂 2016 : 91)。
- (11) 注3と同じ。
- (12) 川崎市ふれあい館、青丘社C氏からの聴き取り(2019年5月24日)による。
- (13) 京都市、大阪市など管見のかぎりでもそれぞれ独自の経緯があり、それぞれ興味深い。自治体による地域の拠点として「京都市 地域・多文化交流ネットワークセンター」は川崎市ふれあい館と共通するが、設立経緯や活動内容にはそれぞれの独自性がある。大阪市など他地域については筆者の理解がおよんでいない。
- (14) 筆者がこの点を印象づけられたのは京都市教育委員会で指導主事の先生からうかがったお話によってであるが(2019年12月6日)、その後の他地域でのヒアリングでも共通している(元森・坂口 2021, 元森 2022 参照)。
- (15) 教員組織などでの全国的な研究交流と情報交換は行われている。抱えている課題の特徴もあるのか、先行研究も地域ごとの事例を中心にしたものが多い。横断的な視覚への意識をもった事例研究の例として、元森・坂口(2020, 2021)、坂口(2022)、元森(2022)。
- (16) 柳美里の小説『JR上野駅公園口』には、行幸啓にあわせた「特別清掃」に触れられている。清掃の際には立ち入り禁止の時間とホームレスの人たちがコヤや荷物を置く場所が細かく指定され、不法占拠の黙認を暗示している。ただし、単なる黙認と許容ではなく、オリンピックにあわせた追放では清掃の間に立ち入り禁止の柵や花壇が新たに設置されて、ホームレスの人たちが路頭に迷うこと、それが分かっているにもかかわらず従わざるを得ないことも描かれる(柳 2017[2014]:138-143)。ホームレスの人たちと外国からの移住者で状況と立場は異なるが、連続性と重なりがある。
- 磯部涼 2017『ルポ川崎』サイゾー。
- 今里幸子 2009「神奈川における在日朝鮮人の民族教育——一九四五～四九年を中心に」『在日朝鮮人史研究』39 : 163-190。
- 金菱清 2008『生きられた法の社会学—伊丹空港「不法占拠」はなぜ補償されたのか』新曜社。
- 川崎市 2017『「環境パートナーシップかわさき」第8期活動報告書』川崎市環境局。
- 川崎市ふれあい館・桜本文化センター編・発行 2018『だれもが力いっぱい生きていくために—川崎市ふれあい館30年事業報告書(1988～2017)』。
- 岸田由美 2003「在日韓国・朝鮮人教育にみる「公」の境界とその移動」『教育学研究』70-3 : 58-69。
- 金侖貞 2003「在日外国人による地域の「学習空間」の創造」佐藤一子編『生涯学習がつくる公共空間』柏書房 : 201-215。
- 栗本英世 2016「日本の多文化共生の限界と可能性」『未来共生学』3 : 69-88。
- 坂口緑 2022「生涯学習・社会教育行政と多文化共生施策が交差する時—大阪府大阪市の場合」『明治学院大学社会学部付属研究所研究年報』52(近刊)。
- 「高橋市政が川崎に遺したもの」編纂委員会編2017『高橋市政が川崎に遺したものの1989-2001—パブル崩壊の試練の中で』川崎地方自治研究センター。
- 永井進 1999「川崎市における地域環境再生」『環境社会学研究』5 : 5-20。
- 永井進・寺西俊一・除本理史編著 2002『環境再生—川崎から公害地域の再生を考える』有斐閣。
- 樋口雄一 2002「川崎市おおひん地区朝鮮人の生活状況——一九五五年前後を中心に」『海峡』20 : 60-81。
- ブラウン、ケイト 2016 [2013]『プルートピア』講談社。
- 朴実 2015「「在日」の京都」『抗路』1 : 160-167。
- 元森絵里子 2022「在日外国人問題の同時代性と地域性—川崎市・京都市・大阪市の地域福祉と学校教育—」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』159(近刊)。
- 元森絵里子・坂口緑 2020「川崎市における在日外国人施策と地域実践—多文化共生の先進地域の成り立ちと現在」『明治学院大学社会学部付属研究所研究年報』50 : 167-183。
- 元森絵里子・坂口緑 2021「京都市における在日外

【参考文献】

- 石山徳子 2004『米国先住民民族と核廃棄物—環境正義をめぐる闘争』明石書店。
- 石山徳子 2020『「犠牲区域」のアメリカ—核開発と先住民民族』岩波書店。

- 国人教育と地域福祉—潮流の併存から地域・多文化交流ネットワークへ』『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』51:191-212.
- 安田浩一 2019『団地と移民—課題最先端「空間」の闘い』角川書店.
- 山本崇記 2009「『不法占拠地域』における住民運動の条件—京都市東九条を事例に」『日本都市社会学学会年報』27:61-76.
- 山本崇記 2020『住民運動と行政権力のエスノグラフィ—差別と住民主体をめぐる〈京都論〉』晃洋書房.
- 柳美里 2017 [2014]『JR上野駅公園口』河出文庫.
- 脇坂紀行 2016「『共生』の源流を訪ねて—在日コリアンの社会運動と実践から」『未来共生学』3:89-107.
- 渡辺伸一 2017「大分市大気汚染公害と新産業都市開発—大気汚染被害はいかに否定されたか」藤川賢・渡辺伸一・堀畑まなみ『公害・環境問題の放置構造と解決過程』東信堂 73-114.
- Bullard, R., 1987, *Invisible Houston: The Black Experience in Boom and Bust*, Texas A & M University Press.
- Bullard, R., 1993, *Race and Environmental Justice in the United States*, *Yale Journal of International Law* 18-1: 319-335.
- Erikson, Kai, 1994, *A New Species of Trouble: The Human Experience of Modern Disasters*, W. W. Norton & company.
- Schlosberg, David, 2007, *Defining Environmental Justice*, Oxford University Press.

【付記】

本稿の中心となる川崎市での調査は、明治学院大学社会学部附属研究所特別推進プロジェクト「内なる国際化に向けた生活保障システムの再編」(2017-2019年度、代表：野沢慎司)および一般プロジェクト「在日外国人等を対象とする教育・生活支援施策の展開と現代的課題」(2020年度、坂口緑、元森絵里子)に参加して行ったものである。関係の皆さまに深く感謝申し上げたい。また、補充調査や考察に関しては、日本学術振興会科研費(19H04341、19H00614、19H01573)による研究成果の一部でもある。